

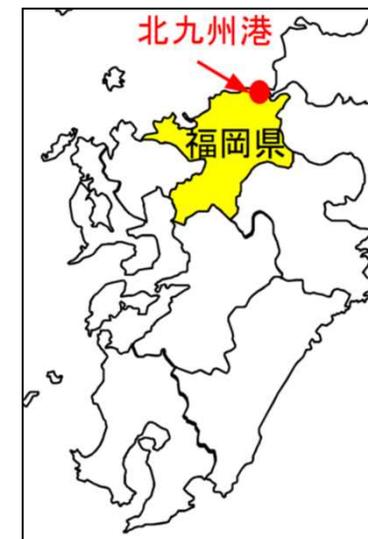
運輸審議会参考資料

北九州港港湾区域の変更

令和5年1月24日

1. 北九州港の概要

北九州港の位置

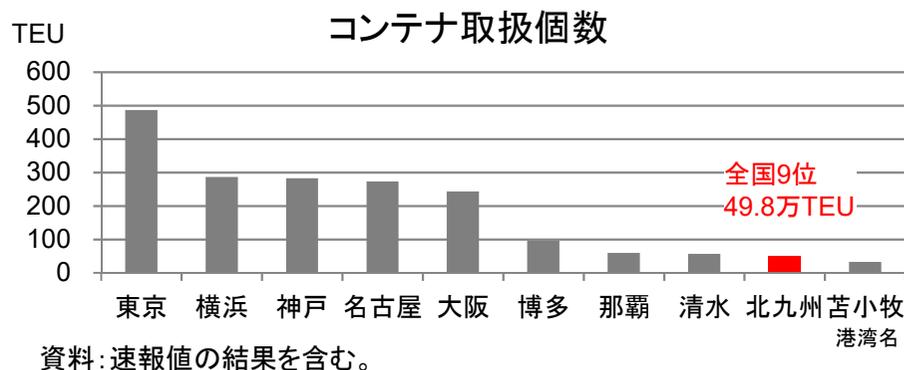
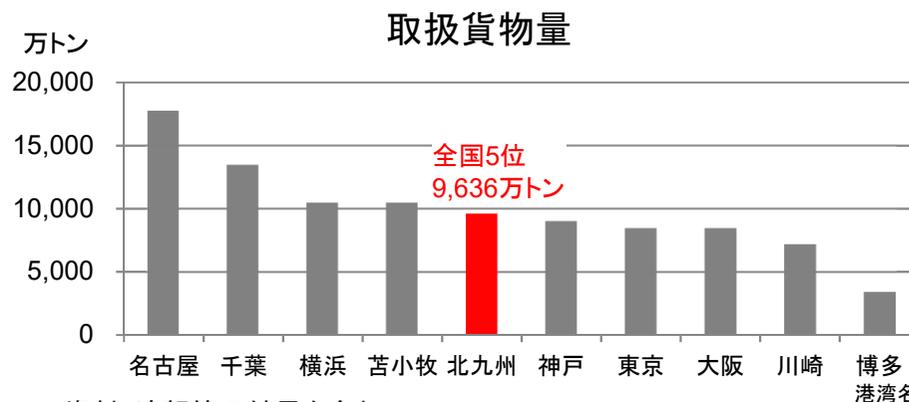


港湾管理者: 北九州市

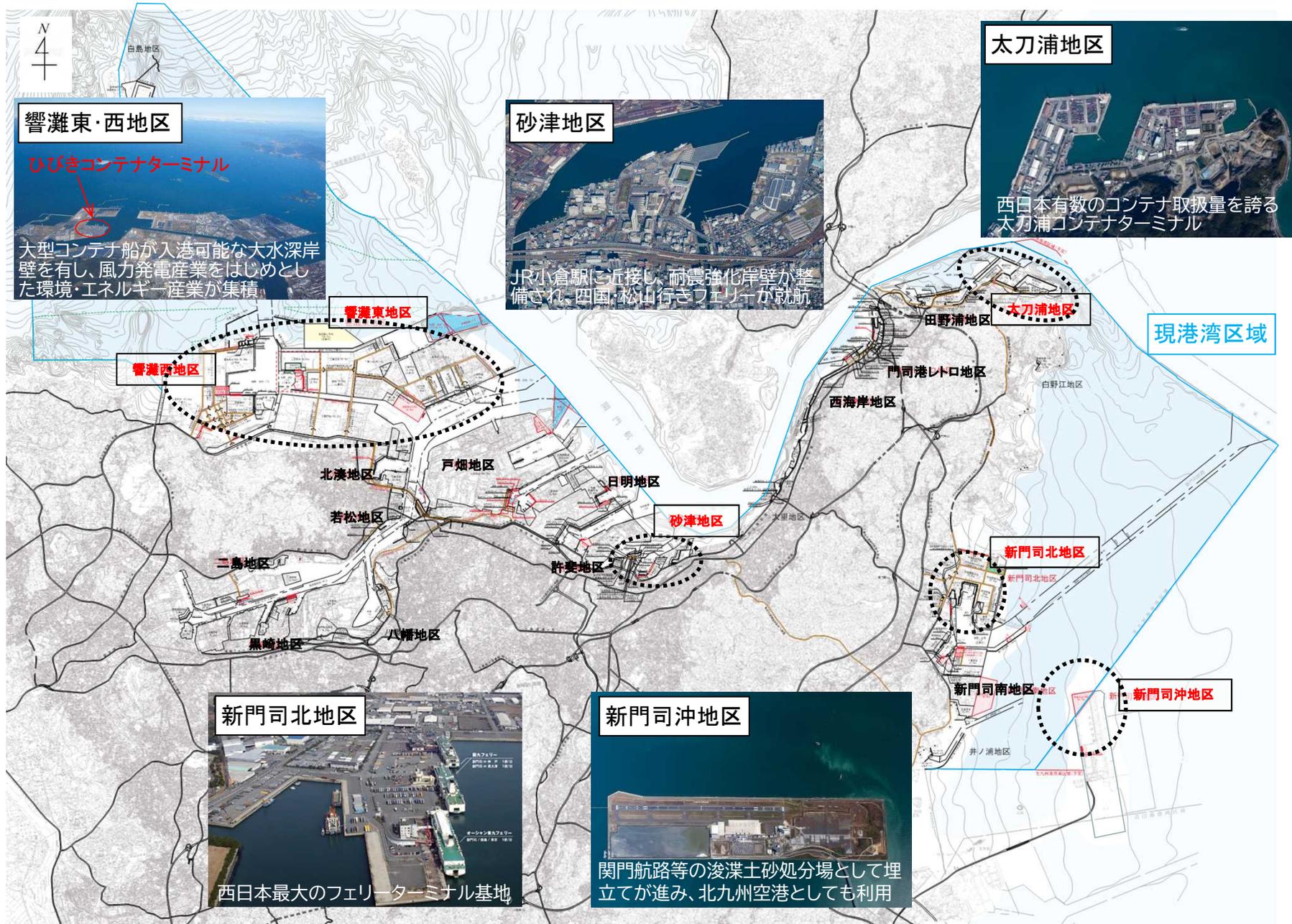
北九州港のロケーションと取扱貨物量

- 北九州港は、本州と九州の結節点に位置するとともに、東は瀬戸内海と太平洋へ繋がる周防灘、北は日本海へと繋がる響灘及び関門海峡に囲まれており、韓国・釜山まで約230km、中国・上海まで約1,000kmと東アジアの主要都市に近い地理的優位性を有している。
- 令和3年の取扱貨物量は約9,636万トン(全国5位)、コンテナ取扱個数は約49.8万TEU(全国9位)となっている。

北九州港と東アジア主要都市のロケーション

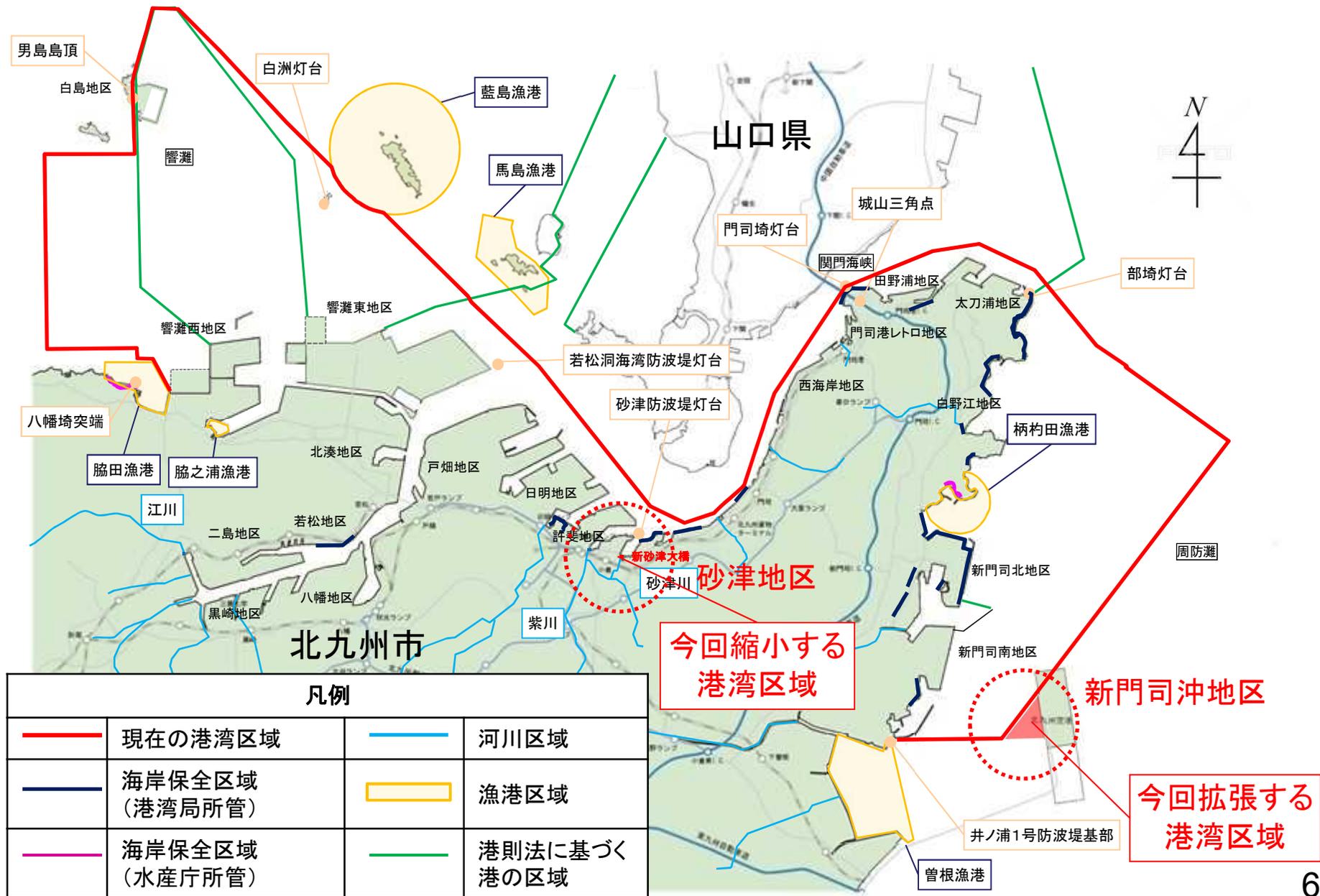


北九州港の各地区の概要



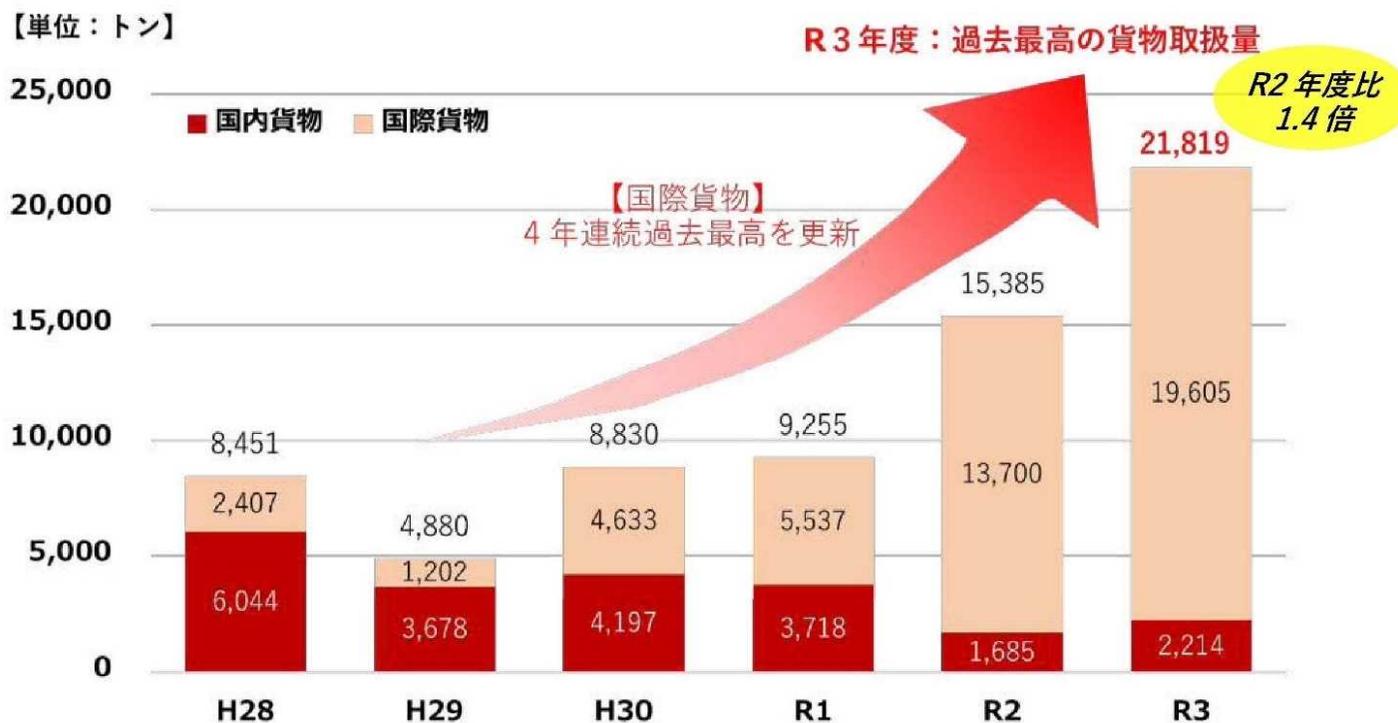
2. 北九州港港湾区域の変更

今回拡張又は縮小する港湾区域と現在の港湾区域等



新門司沖地区の港湾区域拡張の背景① 北九州空港の特長

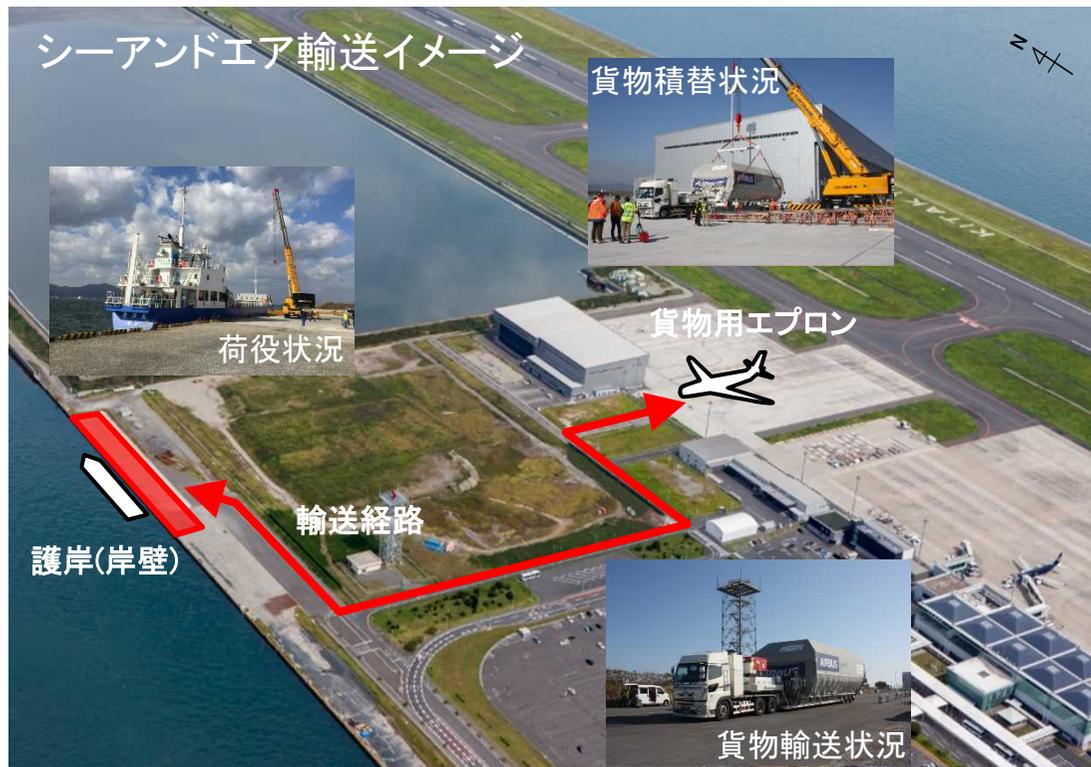
- 北九州空港は、北九州市の空の玄関口として、平成18年3月に開港した24時間利用可能な海上空港で、九州・中国・四国で唯一の国際貨物定期便が就航する空港である。
- 国際航空貨物取扱量は、平成30年度から令和3年度にかけて4年連続で増加し、令和3年度の貨物取扱量は21,819トン、前年度比141.8%と過去最高を記録している。



航空貨物取扱量の推移

新門司沖地区の港湾区域拡張の背景② シーアンドエアの取り組み

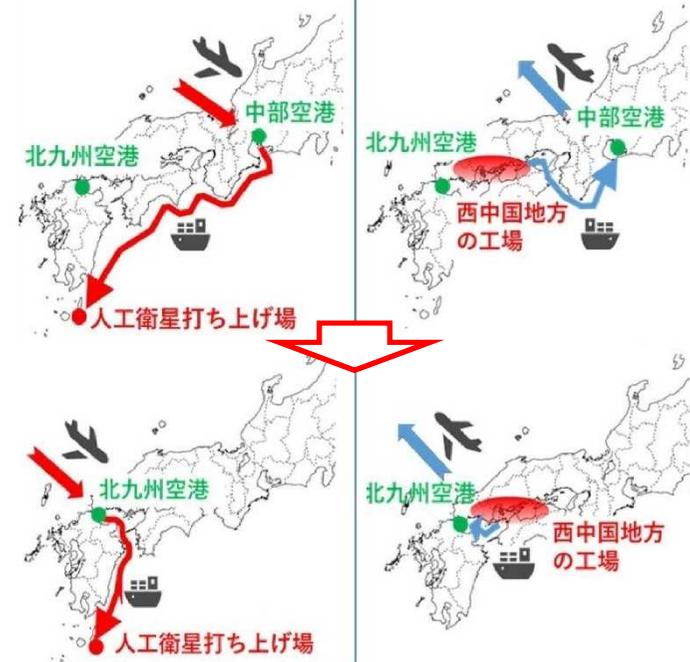
- 北九州空港の西側には、船舶が係留可能な国土交通省の所有する護岸(工事用護岸)が整備され、海上輸送と航空輸送を組合せたシーアンドエア輸送が可能である。(国内では中部国際空港、関西国際空港、北九州空港の3箇所のみ)
- 代表的貨物の人工衛星は国外で製造後、航空輸送され、発射場である鹿児島県種子島まで海上輸送される。
- 北九州空港は他の2港に比べ、海上の輸送距離が短いため、輸送時間の短縮が可能である。
- 令和3年11月には、同護岸を一時的に利用して人工衛星のシーアンドエア輸送を実施し、人工衛星の発注・製造・輸送を行ったそれぞれの会社から大変高く評価されており、今後の利用も期待される。
- 北九州空港の24時間利用可能な海上空港という特長に加え、シーアンドエア輸送の運営環境が整えば、北九州空港の機能強化のみならず、北九州港のさらなる需要拡大が期待できる。



シーアンドエア実現による効果一例

【輸入:人工衛星】

【輸出:航空機製品】



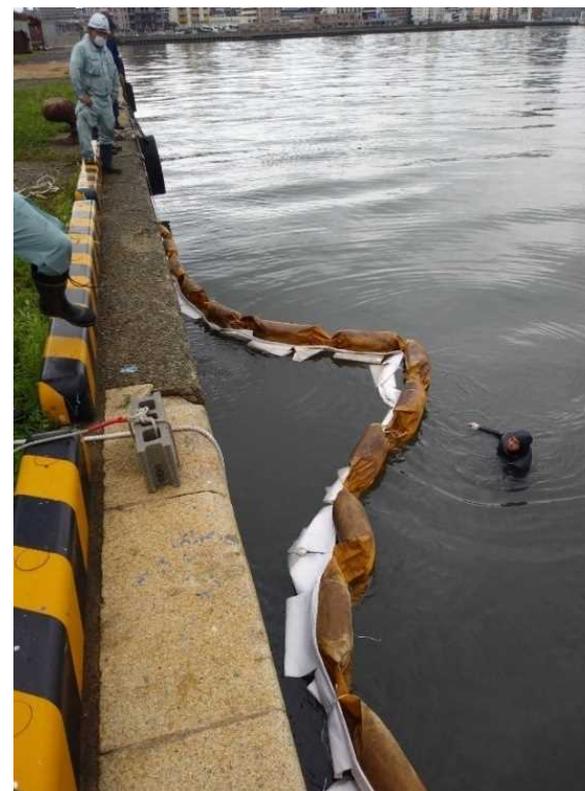
新門司沖地区の港湾区域拡張の理由

- 現在、シーアンドエア輸送で利用している護岸については、今後、港湾施設(岸壁)として港湾管理者に管理委託し、輸送強化を図っていくこととしている。継続的、安定的に岸壁を利用するためには、岸壁前面の水域を良好な状態に維持する必要がある。
- そのため、現行の港湾区域と経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限の範囲として港湾区域を拡張し、港湾管理者が船舶航行に支障を及ぼす恐れのある漂流物の除去や、水域の清掃その他の汚染の防除等を実施できるようにする必要がある。

漂流物の回収



油流出の防除

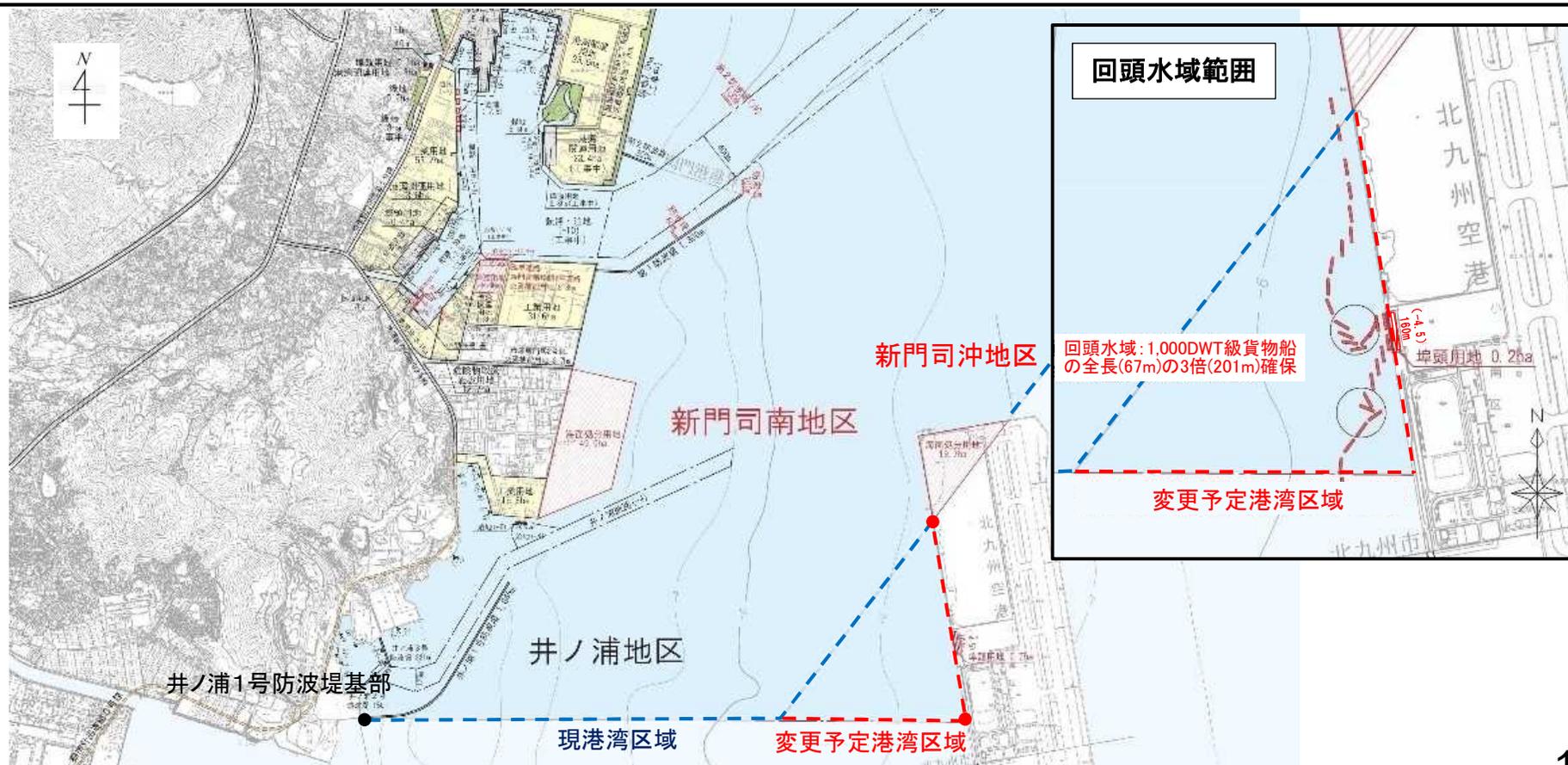


新門司沖地区の港湾区域拡張の範囲設定の考え方

○次の考え方に基づき、現行の港湾区域と経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限の範囲として、港湾区域を拡張する。

- ①港湾計画上の岸壁(-4.5m)前面水域を含む範囲
- ②岸壁を南北方向から利用する船舶の回頭水域として必要な範囲を確保
- ③水域利用者に分かり易い形状とするため、現港湾区域を直線的に延長した範囲

○具体的には、基点(井ノ浦1号防波堤基部)からの方位角は変更せず、北九州空港西側の護岸法線まで延長した範囲を変更予定港湾区域に設定する。



砂津地区の港湾区域縮小の理由

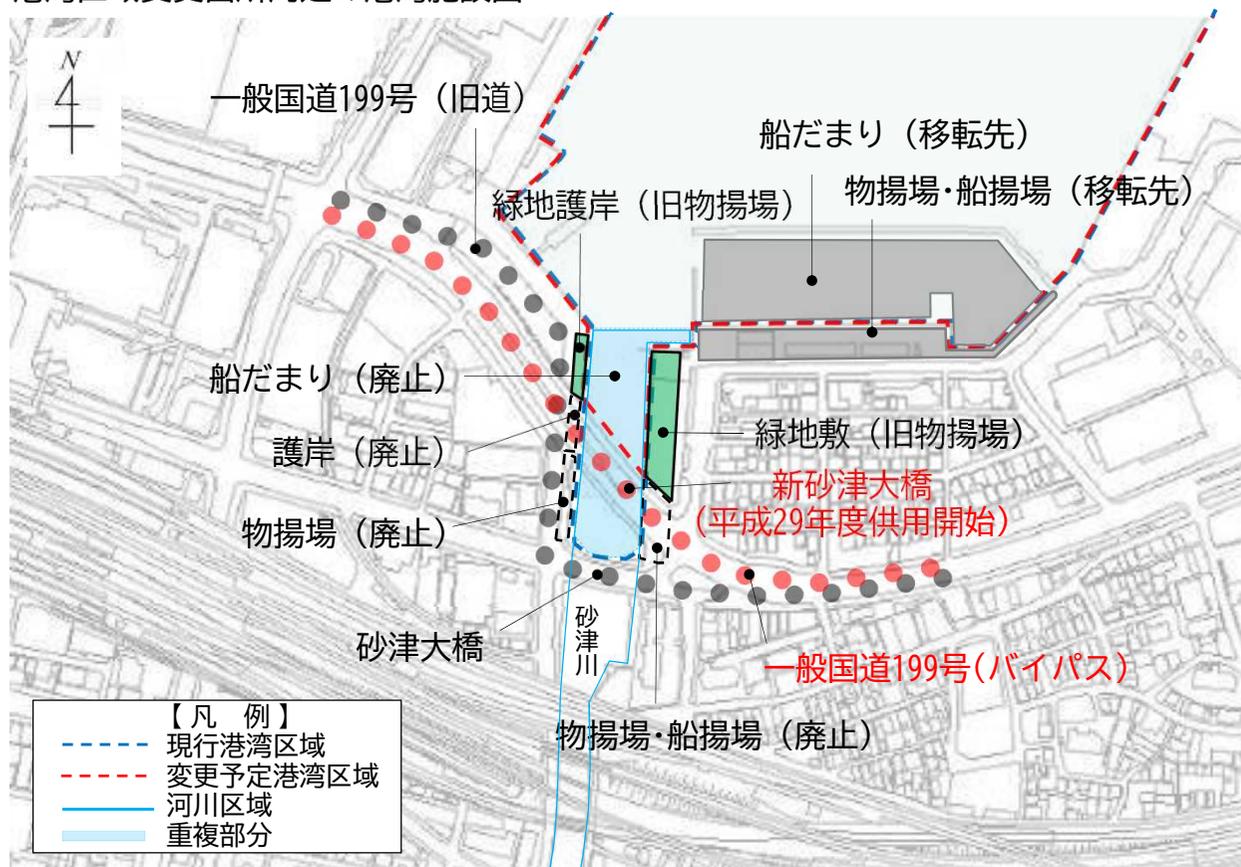
- 国道199号の交通渋滞の緩和や円滑な交通処理のため、道路整備事業に伴う「新砂津大橋」の新設を行った。これにより、砂津川河口部に位置する船だまり等が利用できなくなることから、平成21年11月の港湾計画変更において代替する船だまりを港湾区域内に位置付けた。
- これまでに新砂津大橋から上流側の港湾施設を廃止し、平成29年度に新砂津大橋が供用開始した。
- このため、砂津大橋から新砂津大橋下流端までの水域は、将来にわたり港湾の利用がなく、港湾機能を喪失した区域を縮小することにより、維持管理コストの縮減を図る。



砂津地区の港湾区域縮小の範囲設定の考え方

○経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限の範囲とするべく、港湾施設が廃止され、将来にわたる港湾利用がない砂津大橋から新砂津大橋下流端までの区間の水域について、港湾区域から除外する。

港湾区域変更箇所周辺の港湾施設図



新砂津大橋（左岸下流側より撮影）



現港湾計画図



本件事案の審査・協議の状況

○港湾法第33条第2項により準用される同法第4条第6項に定められた基準による審査

基準	審査	適否
①予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であること	新門司沖地区の港湾区域拡張の範囲設定の考え方(p.10)及び砂津地区の港湾区域縮小の範囲設定の考え方(p.12)に示されているとおり、拡張又は縮小後の予定港湾区域は、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域となっていると評価できる。	○
②予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害さないこと	予定港湾区域を地先水面とする地方公共団体は北九州市のみであり、他の地方公共団体の利益を害しないと評価できる。	○
③原則として港則法に基づく港の区域を超えないこと	新門司沖地区の拡張される港湾区域は、港則法に基づく港の区域を超えるが、「経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を超えることがやむを得ないとき」(第4条第6項ただし書)に該当するため、当該港の区域を超えて同意をすることができる」と評価できる。 なお、今般の港湾区域の変更について、港湾管理者が港長である門司海上保安部長と協議したところ、「意見なし」の旨の回答を得ている(p.15の④を参照)。	○

○港湾法第33条第2項により準用される同法第4条第5項の規定に基づく協議

協議の相手	協議の結果	適否
①港湾区域と重複する河川区域の河川管理者	港湾区域と福岡県が管理する河川区域(1河川)が重複するが、河川管理者(福岡県河川管理課)と協議したところ「異議ない」旨の回答を得ている ※拡張する港湾区域に河川区域は含まれないが、縮小する港湾区域には河川区域が含まれる	○
②港湾区域と重複する海岸保全区域の海岸管理者	港湾区域と北九州市が管理する海岸保全区域(16海岸)が重複するが、海岸管理者(北九州市港営課)と協議したところ「支障ない」旨の回答を得ている ※拡張・縮小する港湾区域に海岸保全区域は含まれない	○

＜参考＞経済的に一体の港湾として管理運営するために必要と考えられる水域(一般論)

- 港湾施設の設置水域及び設置予定水域
- 船舶の航行、沖待及び碇泊が行われる水域
- 港湾荷役その他の港湾関連業務が行われる水域
- 港湾関連用地等の土地利用予定のある水域
(埋立計画のある水域)
- 海潮流、漂砂及び漂流物等の影響により港湾施設の保全等に支障をきたす事象をあらかじめ排除するための管理水域
- 港湾区域の管理上、形状を分かりやすくするために必要とする水域
- その他、特別な理由により当該港湾の維持、管理、運営及び整備に必要な水域

《参考》北九州港港湾区域変更の同意にあたっての確認事項(港湾管理者による事前の確認)

○同意申請にあたっての港湾管理者と関係機関との協議状況		
協議の相手	協議結果	
①港湾区域と重複する河川区域の河川管理者との協議	港湾管理者が河川管理者(福岡県河川管理課・北九州市水環境課)と協議したところ「異議なし」「意見なし」旨の回答を得ている。	○
②港湾区域と重複する海岸保全区域の海岸管理者との協議	港湾管理者が海岸管理者(福岡県港湾課・北九州市港営課)と協議したところ「支障なし」「意見なし」旨の回答を得ている。	○
③漁港管理者との協議	港湾管理者が漁港管理者(北九州市水産課)・県水産部(福岡県漁業管理課)と協議したところ「異議なし」旨の回答を得ている。	○
④港長との協議	港湾管理者が門司海上保安部長と協議したところ「意見なし」旨の回答を得ている。	○
⑤水上警察署との協議	港湾管理者が水上警察署(福岡県門司警察署地域課)と協議したところ「意見なし」旨の回答を得ている。	○
⑥地方運輸局との協議	港湾管理者が九州運輸局と協議したところ「意見なし」旨の回答を得ている。	○
⑦税関との協議	港湾管理者が門司税関長と協議したところ「異議なし」旨の回答を得ている。	○
⑧検疫所との協議	港湾管理者が福岡検疫所長と協議したところ「意見なし」旨の回答を得ている。	○
⑨動物検疫所との協議	港湾管理者が動物検疫所門司支所長と協議したところ「異論なし」旨の回答を得ている。	○
⑩植物検疫所との協議	港湾管理者が門司植物防疫所長と協議したところ「異存なし」旨の回答を得ている。	○
⑪入国管理事務所との協議	港湾管理者が福岡出入国在留管理局北九州出張所長と協議したところ「支障なし」旨の回答を得ている。	○
⑫県水産部及び環境部との協議	港湾管理者が県水産部(漁業管理課)・環境部(自然環境課)と協議したところ「異議なし」、「意見なし」旨の回答を得ている。	○
⑬関係地方公共団体との協議	港湾管理者が福岡県港湾課と協議したところ「支障なし」旨の回答を得ている。	○
⑭漁業者との協議	港湾管理者が豊前海区漁業協同組合長会及び豊前海区中央漁業協同組合長会と協議したところ「了承する」旨の回答を得ている。	○